

平成 2 1 年度以降のし尿処理業合理化事業
に関する提言書

(写)

平成 2 1 年 4 月 2 8 日

岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会

平成 2 1 年 4 月 2 8 日

岡 山 市 長 高 谷 茂 男 様

岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会

委員 長 奥 田 節 夫

平成 2 1 年度以降のし尿処理業合理化事業に関する提言書

平成 2 1 年度以降のし尿処理業合理化事業について、審議検討した結果を、市民の代表としての立場から次のとおり提言します。

平成21年度以降のし尿処理業合理化事業に関する提言書

1 合理化事業の支援対象業者の選定について

- ・し尿処理量の推移の予測などから、2業者4台の減車は適当と思われるが、関係者の理解と協力が得られるよう、岡山市と業者は尽力すべきである。
- ・次期計画では、情性的な継続ではなく、今までの事業実績と今後の改善計画を併せて評価したうえで選ぶべきである。

2 減車1台当たり支援額算定について

- ・減車1台当たり支援額算定について、TKC経営指標（注参照）の黒字企業平均利益率（営業権算出）を適用し、必要な項目を見直した算定方式は妥当である。したがって、業界側との合意が得られるよう、この算定方式をもとにした2,650万円で業界側と協議されたい。業界側の「算出式や係数が恣意的」とする根拠は何か説明を求めたい。
- ・利益率について、市がTKCのデータを利用したのは、現時点では最善の策と思われる。業界側との合意が得られるよう、説明を重ね、当委員会の意見も加味してまとめた、市の方針にご協力を頂くようお願いしたい。
- ・代替業務は、全国的に概ね同様の基準で積算されているものが多く、利益率については、他都市も概ね10%であり、妥当な数値である。
- ・利益率については、他市例では、営業権算出のための利益率と代替業務額の算定のための利益率が同一である例があるが、し尿処理業と代替業務とは異なる業務内容であり、これらの利益率は偶然の一致を除いて、本来は一致しないものであると考えられる。したがって、今回の委員会で示した算定方法のように、営業権算出のための利益率6.2%と代替業務額の算定時の利益率10%が異なっていることに問題はないと考える。

注：TKC経営指標

TKC会計人（税理士、公認会計士：TKC会員）が精密監査し、法人企業が税務申告した財務諸表を母集団とする中小企業経営の指標として、TKC全国会（税理士、公認会計士で組織）システム委員会が編集し、TKC全国会が発行。調査対象企業の業種範囲と会社数が広範かつ豊富で、直近年度の数値が使用可能である。

3 合理化事業全般について

市民への説明等について

- ・一般市民としては非常に分かりにくい事業であり、また、現在の経済状況の中での合理化事業であるので、業者との折衝においても市民感情に配慮した結果となるよう、ご努力いただきたい。
- ・「高い、安い」の感情的議論ではなく、いかに客観的な資料に基づいて、額を算定するかに努力すべきであり、市民に合理化事業の発端を分かりやすく説明し、その後の経過を公表し、市と協会側の論拠を明らかにした上で、市民の判断を受けなければならない。
- ・業界には歴史的に大変な業務を受けてもらっているため、方向性としてはできる限り相互理解に基づいて協定に添うことが望まれるが、経理面では社会全体の事業関係の現実的実態もふまえ、合理化事業を進めてほしい。

専門委員会の審議について

- ・一般的に市民等への情報公開は重要な留意事項であるが、特定の議題の議論の時には非公開もやむを得ないと考えられる。

今後の専門委員会委員の選定と支援額算定について

- ・当委員会の審議対象では支援額算定の検討が最も重要な項目であり、会計の専門家の委員が当委員会で求められる役割も非常に重要であることから、当委員会については、会計の専門家の委員を複数名とすることが必要である。
- ・今回の委員会では、平成15年度の委員会での支援額の算定方法を前提としたが、営業権の算定方法については更なる検討を行うことが望ましいと考える。会計の専門家を複数名とし、支援額の算定方法について継続的に本格的な検討を行うことが必要である。

国の合理化事業に対する対応の要請について

- ・旧厚生省（現環境省）が、合理化計画の策定要領を示しているが、固有事務の名の下に現実的には自治体まかせになっている。今後、早急な下水道の完全な普及はできないので、国レベルでの何らかの汲み取り業者に対する支援の具体的なルールの呈示が必要である。